

令和5年3月8日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和4年(ネ)第713号 不法行為に基づく損害賠償請求控訴事件 (原審・東京地方裁判所令和2年(ワ)第221号)

口頭弁論終結日 令和4年7月27日

5

判 決

控訴人 (選定当事者) 宮 城 史 門
(選定者は別紙「選定者目録」記載のとおり)

同訴訟代理人弁護士 岩 本 拓 也

10

東京都新宿区四谷4丁目28番14号 パレ・ウルー5階

ユニオン運動センター内

被 控 訴 人 清水直子こと

関 口 直 子

東京都新宿区四谷4丁目28番14号 パレ・ウルー5階

15

被 控 訴 人 プレカリアートユニオン

同 代 表 者 関 口 直 子 (清 水 直 子)

被控訴人ら訴訟代理人弁護士 山 口 貴 士

同 佐 々 木 大 介

主 文

20

1 原判決中、控訴人 (選定当事者) と被控訴人清水直子こと関口直子に関する部分を次のとおり変更する。

(1) 控訴人 (選定当事者) は、被控訴人清水直子こと関口直子に対し、別紙「選定者目録」記載の各選定者のために、連帯して11万円及びこれに対する令和2年2月11日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

25

(2) 被控訴人清水直子こと関口直子の控訴人 (選定当事者) に対するその余

の請求を棄却する。

2 控訴人（選定当事者）の被控訴人プレカリアートユニオンに対する控訴を棄却する。

3 原判決の主文第2項を次のとおり更正する。

5 「 控訴人（選定当事者）は、被控訴人プレカリアートユニオンに対し、本判決（控訴審判決）別紙『選定者目録』記載の各選定者のために、連帯して55万円及びこれに対する令和2年9月21日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。」

10 4 控訴人（選定当事者）と被控訴人清水直子こと関口直子との間の訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを15分し、その1を控訴人（選定当事者）の負担とし、その余は被控訴人清水直子こと関口直子の負担とし、控訴人（選定当事者）と被控訴人プレカリアートユニオンとの間の控訴費用は、控訴人（選定当事者）の負担とする。

5 この判決の第1項(1)は、仮に執行することができる。

15 事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決中、控訴人（選定当事者）敗訴部分を取り消す。

2 上記部分に係る被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要等（以下、略称は、基本的に原判決のそれによる。）

20 1 事案の概要

(1) 本件は、労働組合である被控訴人プレカリアートユニオン（以下「被控訴人組合」という。）及びその代表者である被控訴人清水直子こと関口直子（以下「被控訴人清水」という。）が、同じく労働組合である一審脱退被告DMU総合研究所（以下「DMU」という。）及びその代表者である控訴人に対し、DMUの公式ホームページ及び公式ツイッターアカウントを用いて行われたDMU及び控訴人（以下、両者を併せて「控訴人ら」という。）による

25

投稿が被控訴人らに対する名誉毀損に当たると主張して、不法行為による損害賠償請求として、連帯して慰謝料及びその1割に相当する弁護士費用相当額の損害金（被控訴人組合につき合計660万円、被控訴人清水につき合計165万円）並びにこれらに対する令和2年2月11日（控訴人らに対する訴状送達の日翌日）から各支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

なお、控訴人らは、令和2年10月16日付けで、控訴人を選定当事者として選定した（これにより、DMUは、本件訴訟から当然に脱退した。民事訴訟法30条2項）。

(2) 原審は、被控訴人清水の請求を、控訴人（選定当事者）に対し、別紙「選定者目録」記載の各選定者のために、連帯して11万円及びこれに対する令和元年8月9日（被控訴人清水に対する最終の不法行為の日）から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、被控訴人組合の請求を、控訴人（選定当事者）に対し、同目録記載の各選定者のために、連帯して55万円及びこれに対する令和2年9月21日（被控訴人組合に対する最終の不法行為の日）から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求める限度でそれぞれ認容したが、被控訴人らのその余の請求はいずれも棄却した。

(3) 控訴人（選定当事者）は、原判決の上記認容部分を不服として本件控訴の提起をしたが、被控訴人らは、原判決の上記棄却部分について不服の申立てをしなかった。

2 前提事実

(1) 当事者等

ア 被控訴人組合は、平成24年5月15日に設立され、「団結と相互扶助の精神により組合員の労働条件を維持改善し、経済的・社会的地位向上を実現する」ことを目的とする労働組合（いわゆる合同労働組合）である（甲

22、弁論の全趣旨)。

被控訴人清水(現在の姓は「関口」)は、遅くとも平成29年9月に開催された被控訴人組合の総会において、被控訴人組合の執行委員長(代表者)に選任され、その後、現在まで、被控訴人組合の総会において執行委員長として再選されている者である(甲18、乙1の1～3、乙16、弁論の全趣旨。なお、被控訴人清水を執行委員長に選任(再選)した被控訴人組合の各総会決議の効力について、現在、東京地方裁判所において、控訴人と被控訴人組合との間で係争中(同裁判所令和2年(ワ)第[REDACTED]号)である。))。

イ DMUは、令和元年10月10日に設立された労働組合であり、控訴人(選定当事者)(平成8年3月7日生まれ。旧姓は「前田」)は、DMUの代表者である(弁論の全趣旨)。

なお、控訴人(選定当事者)は、平成28年6月頃、被控訴人組合に組合員として加入し、平成30年5月頃から平成31年3月頃まで、被控訴人組合にアルバイト従業員として雇用された経歴を有する(甲22、乙1の1、弁論の全趣旨)。

(2) 控訴人らによる投稿

控訴人らは、原判決別紙「表現目録」1～27の「投稿日」又は「日時」欄記載の日において、DMUの公式ホームページ(<https://dmu.or.jp>)に同目録1、2、5、6及び27記載の内容の各投稿を、公式ツイッターアカウント(@dmu_in_pu及び@dmugenerale)において同目録3、4及び7～25記載の内容の各投稿をそれぞれ行い、また、同目録26記載の投稿を不特定多数の者に対して送信した(甲5～8、10、11、弁論の全趣旨。以下、これらの投稿を、同目録記載の番号を用いて「投稿1」、「投稿2」などといい、投稿1～27を一括して「本件各投稿」という。))。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(1) 次のとおり付加訂正し、後記(2)において「当審における当事者の補充的主張」を付加するほか、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」2の柱書及び(1)から(5)まで（原判決3頁17行目から13頁10行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 ア 原判決4頁12行目から同13行目にかけての「アルバイトに賃金を支払わず、」を削除する。

イ 原判決4頁25行目の「18、19、20、21、22及び23」を「18～23」と、同行目から同26行目にかけての「台湾薬物マフィア」を「台湾薬物マフィアや暴力団等の反社会的勢力」とそれぞれ改める。

10 ウ 原判決5頁2行目の「8、9、10、」を「8～10、」と改める。

エ 原判決5頁7行目の「組合活動」を「非正規労働者の組合活動」と改める。

15 オ 原判決5頁18行目冒頭から同19行目末尾までを削除し、同20行目冒頭の「セ」を「ス」と、同23行目冒頭の「ソ」を「セ」と、同26行目冒頭の「タ」を「ソ」とそれぞれ改める。

20 カ 原判決6頁12行目、同18行目、8頁10行目、同14行目、同17行目、同25行目、10頁25行目、同26行目、11頁1行目から同2行目にかけて、同25行目、12頁3行目、同10行目、同18行目、同24行目及び同行目から同25行目にかけての各「選定者」をいずれも「DMU」と改める。

キ 原判決8頁19行目の「被告」を「控訴人ら」と改める。

ク 原判決10頁17行目の「連帯ユニオン近畿トラック支部」から同18行目の「資金」までを「連帯ユニオン近畿トラック支部に70万円、同じく全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部に10万円の資金」と改める。

25 ケ 原判決11頁25行目の「意向」を「同社に復職するという意向」と改める。

コ 原判決 12 頁 4 行目の「組合員」及び同行目の「当該組合員」をいずれも「[REDACTED]」と改める。

(2) 当審における当事者の補充的主張

ア 控訴人（選定当事者）

5 (ア) 投稿 1 及び 2 について

全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関西地区生コン支部）が暴力、威力を駆使して経済的利益を追求する反社会的勢力（組織的犯罪集団、社会運動標ぼうゴロ）であることについては、マスコミの報道（乙 21、22）や被害者からの発信情報（乙 23）等から真実と信じるにつき相当な理由があり、また、関西地区生コン支部と連帯ユニオン近畿トラック支部は、共に連帯ユニオンを構成する支部として形式的にも実質的にも一体であり、これらを同視することは容易であるから、被控訴人らと、逮捕者を 60 名以上出した反社会的団体（関西地区生コン支部）との関係が存することが真実である旨控訴人らが信ずるにつき、
10 相当な理由があった。

15 (イ) 投稿 25～27 について

被控訴人組合が株式会社 [REDACTED] と和解協定書（甲 21、乙 33）を締結したのは、同社と労使関係にあった [REDACTED] の労働条件の改善を目的としていたからであり、被控訴人組合が組合員である [REDACTED] から独立して団体交渉の当事者となることはないのであるから、被控訴人組合が同社から受領した解決金 [REDACTED] 万円の全額を自己のものとする
20 ことはできない（少なくとも、そのうちの [REDACTED] 万円を取得する根拠はない。）にもかかわらず、これを独占受領することは不当な利益を得るものである。そもそも被控訴人組合は、組合員から組合加入費や組合費の支払を受けており、これに加えて解決金の 20% を「拠出金」として取得することは弁護士法 72 条の趣旨に反する。

したがって、投稿25～27について、その摘示した事実の重要部分
（「被控訴人組合が組合員に1円も渡さない（100%ピンハネ）」、
「1円も本人に引き渡さずに全額をピンハネ」、「プレカリアートユニ
オンによる非弁活動」）が真実であると信じるにつき、相当な理由があっ
た。

イ 被控訴人ら

(ア) 投稿1及び2について

控訴人（選定当事者）の主張は否認し、争う。

控訴人らがマスコミの報道（乙21、22）や被害者からの発信情報
（乙23）に依拠して投稿1及び2をしたことはなく、控訴人（選定当
事者）は「後付け」の事情を主張しているにすぎない。

(イ) 投稿25～27について

控訴人（選定当事者）の主張は否認し、争う。

株式会社[]による[]万円の支払は、被控訴
人組合の団体交渉拒否に対するものであり、団体交渉権は労働組合固有
の権能であるから、団体交渉拒否をめぐる紛争自体も[]自身の権利に
関わる問題ではない。

なお、労働組合が組合員のために和解を成立させることは、みだりに
他人の法律事務に介入する行為ではなく、これによって組合員その他の
関係者らの利益を損ねたり、法律生活の公正かつ円滑な営みを妨げるも
のとはいえないから、弁護士法72条所定の「法律事務を取り扱」うこ
とには当たらない。

そして、控訴人らが投稿25～27をするに先立ち、法律専門家に相
談するなどした事実がないことも考慮すれば、投稿25～27につき、
控訴人らがその重要な部分を真実と信ずるについて相当な理由があった
とは認められない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人らの控訴人（選定当事者）に対する請求は、被控訴人清水については、原審と異なり、別紙「選定者目録」記載の各選定者のために、連帯して11万円及びこれに対する令和2年2月11日から支払済みまで年5
5 分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、被控訴人組合については、原審と同じく、別紙「選定者目録」記載の各選定者のために、連帯して5.5万円及びこれに対する令和2年9月21日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、それぞれ認容すべきであるが、その余の被控訴人らの請求はいずれも棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正し、後記2において「当審における当事者の補充的主張に対する判断」を加えるほか、原判決の「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」
10 1ないし4（原判決13頁12行目から30頁6行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決14頁1行目の「 」を「被控訴人組合が組合員に対する懲戒の際の弁明の機会の付与手続（令和元年8月17日）に使用しようとしている建物（東京都新宿区西新宿7丁目に存在する東洋ビル501号室。本件会場）の所有者である 」と改める。
15

(2) 原判決15頁17行目、同19行目、16頁26行目、17頁3行目、19頁9行目、25頁21行目、同26行目、26頁5行目、同8行目、同17行目、27頁3行目、同5行目、同12行目、28頁12行目、同20行目及び29頁2行目の各「選定者」をいずれも「控訴人ら」と改める。
20

(3) 原判決16頁24行目、26頁1行目、同2行目、27頁7行目、同16行目、29頁4行目及び同6行目の各「選定者」をいずれも「DMU」と改める。

(4) 原判決17頁23行目の「18、19、20、21、22及び23」を「18～23」と改める。
25

(5) 原判決 21 頁 17 行目冒頭から同 24 行目末尾までを削除する。

(6) 原判決 21 頁 25 行目冒頭の「(15)」を「(14)」と、22 頁 8 行目冒頭の「(16)」を「(15)」と、同 20 行目冒頭の「(17)」を「(16)」と、23 頁 7 行目冒頭の「(18)」を「(17)」とそれぞれ改める。

5 (7) 原判決 24 頁 21 行目の「817 号」を「815 号」と改める。

(8) 原判決 25 頁 1 行目の「連帯ユニオンの傘下組織」から同 2 行目の「計 70 万円」までを「連帯ユニオンの傘下組織である連帯ユニオン近畿トラック支部に計 70 万円、同じく全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部に計 10 万円」と改める。

10 (9) 原判決 26 頁 10 行目の「近隣」を「本件会場の近隣」と改める。

(10) 原判決 27 頁 15 行目の「意向」を「株式会社 [REDACTED] に復職するという意向」と改める。

(11) 原判決 27 頁 22 行目から同 23 行目にかけての「原告ら及び株式会社 [REDACTED] [REDACTED]」を「被控訴人ら、株式会社 [REDACTED] 及び株式会社 [REDACTED]」と改める。

15

(12) 原判決 27 頁 25 行目の「同社」を「株式会社 [REDACTED]」と改める。

(13) 原判決 29 頁 17 行目の「その根拠が薄弱であること」の次に「、それにもかかわらず、控訴人らが独自の見立てに基づく誹謗中傷を被控訴人らに加えていること」を加える。

20

(14) 原判決 29 頁 25 行目の「上記(1)の損害金に対する遅延損害金の起算点としては、」を削除し、同 30 頁 2 行目の「そのうち」から同 6 行目末尾までを次のとおり改める。

「上記(1)の損害賠償債務が遅滞に陥るのは、本件各投稿のうち最終の投稿が
25 された日（被控訴人清水については投稿 11 がされた令和元年 8 月 9 日、被控訴人組合については投稿 27 がされた令和 2 年 9 月 21 日）であるが、被

控訴人清水は、控訴人（選定当事者）に対し、令和2年2月11日（控訴人らに対する訴状送達の日翌日）以降の遅延損害金の支払を求めているにすぎないから、被控訴人清水の損害賠償請求に係る遅延損害金の起算日については、同日とするのが相当である。

また、遅延損害金の率は、平成29年法律第44号の施行の日（令和2年4月1日）を基準として、被控訴人清水に対する損害賠償債務については年5分（同改正前の民法419条1項、404条）、被控訴人組合に対する損害賠償債務については年3%（同改正後の民法419条1項、404条2項）となる。」

2 当審における当事者の補充的主張に対する判断

(1) 控訴人（選定当事者）は、投稿1及び2に関し、全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（関西地区生コン支部）が暴力、威力を駆使して経済的利益を追求する反社会的勢力（組織的犯罪集団、社会運動標ぼうゴロ）であることについては、マスコミの報道（乙21、22）や被害者からの発信情報（乙23）等から真実と信じるにつき相当な理由があり、また、関西地区生コン支部と連帯ユニオン近畿トラック支部は、共に連帯ユニオンを構成する支部として形式的にも実質的にも一体であり、これらを同視することは容易であるから、被控訴人らと、逮捕者を60名以上出した反社会的団体（関西地区生コン支部）との関係が存することが真実である旨控訴人らが信ずるにつき、相当な理由があったなどと主張する。

しかしながら、控訴人らが投稿1及び2をするに当たって、上記マスコミの報道（乙21、22）や被害者からの発信情報（乙23）等に依拠したことを認めるに足りる的確な証拠はなく、また、関西地区生コン支部と連帯ユニオン近畿トラック支部が共に連帯ユニオンを構成する支部であるとしても、それだけで両者が形式的にも実質的にも一体であると直ちに認めることはできず、さらに、被控訴人らが連帯ユニオン近畿トラック支部や全日本建設運

輸連帯労働組合近畿地方本部に資金提供した事実があったとしても、そのことをもって反社会的集団との関わりが直ちに推認されるともいえないのであって、控訴人（選定当事者）の上記主張はその前提を欠くものである。

上記の点を措くとしても、投稿2には連帯ユニオンや関西地区生コン支部等に関する記載はなく、投稿1と同様、本件会場の所有者（ ）が台湾の薬物犯罪グループの構成員と同姓同名であるとして、被控訴人らと台湾の薬物マフィアや暴力団との関係を強調する内容のものとなっているのであって、控訴人（選定当事者）の上記主張は、投稿1及び2が被控訴人らに対する違法な名誉毀損に該当するとの上記1の認定、判断を左右するものではない。

(2) 控訴人（選定当事者）は、投稿25～27に関して、被控訴人組合が株式会社 と和解協定書（甲21、乙33）を締結したのは、同社と労使関係にあった の労働条件の改善を目的としていたからであり、被控訴人組合が組合員である から独立して団体交渉の当事者となることはないこと、したがって、被控訴人組合が同社から受領した解決金 万円の全額を自己のものとすることはできない（少なくともそのうちの 万円を取得する根拠はない。）にもかかわらず、これを独占受領することは不当な利益を得るものであること、そもそも被控訴人組合は、組合員から組合加入費や組合費の支払を受けており、これに加えて解決金の20%を「抛出金」として取得することは弁護士法72条の趣旨に反するものであること等から、その摘示した事実の重要部分（「被控訴人組合が組合員に1円も渡さない（100%ピンハネ）」、「1円も本人に引き渡さずに全額をピンハネ」、「プレカリアートユニオンによる非弁活動」）が真実であると信じるにつき、相当な理由があったと主張する。

しかしながら、上記1において原判決を引用して説示したとおり、被控訴人組合が株式会社 との間で締結した和解協定書（甲

21、乙33)について、その和解の前提となった紛争の発端が■■■■と同社との間の労使関係にあったとしても、上記協定書の当事者は飽くまで被控訴人組合と同社であり、その解決金(■■■■万円)の趣旨も、本件証拠上、必ずしも判然としない(団体交渉権を否定されたと主張する法人としての被控訴人組合固有の損害に対するものと解する余地も否定することができない。)以上、投稿25～27について、その重要部分が真実であることの証明があったとはいえず、また、控訴人らにおいて真実と信ずるにつき相当な理由があったとも認められないから、控訴人(選定当事者)の上記主張も採用することができない。

(3) その他、控訴人(選定当事者)は種々主張するが、上記1の認定、判断を左右するものはない。

第4 結論

よって、被控訴人清水の請求は、控訴人(選定当事者)に対し、別紙「選定者目録」記載の各選定者のために、連帯して11万円及びこれに対する令和2年2月11日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容すべきであるところ、これと異なる原判決は、遅延損害金の始期を令和元年8月9日とし、遅延損害金の率を年3%とした点において相当でない。したがって、控訴人(選定当事者)の控訴に基づき、遅延損害金の起算日を上記のとおり変更することとするが、遅延損害金の率については、被控訴人清水が不服の申立てをしていない以上、これを控訴人(選定当事者)に不利益に変更することはできないから、原審の判断(年3%)を維持するにとどめることとする。

また、被控訴人組合の請求は、控訴人(選定当事者)に対し、別紙「選定者目録」記載の各選定者のために、連帯して55万円及びこれに対する令和2年9月21日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める限度で認容するのが相当であり、これと同旨の原判決は相当であるか

ら、同被控訴人に対する控訴は棄却するのが相当である。

なお、控訴人らは、令和2年10月16日付けで、控訴人を選定当事者として選定しており、これにより、DMUは、本件訴訟から当然に脱退したものであるから（民事訴訟法30条2項）、この点を明確にするため、原判決の主文第2項を本判決の主文第3項のとおり更正することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官

小 木 邦 夫

裁判官

鈴 木 和 典

裁判官

佐々木 健一

別紙

選 定 者 目 録

5



宮 城 史 門

10

東京都町田市本町田2528番地1-ハ9-505

D M U 総 合 研 究 所

同代表者

宮 城 史 門

これは正本である。

令和 5 年 3 月 8 日

東京高等裁判所第 9 民事部

裁判所書記官 永 妻 克 也

